

「避難に関する総合的対策の推進に関する実態調査」へのご協力をお願い

東日本大震災により亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、そのご家族や被災された方々に、心よりお悔やみとお見舞い申し上げます。

さて、内閣府においては、東日本大震災の教訓を今後に生かすため、

- ・東日本大震災における災害時要援護者（ご高齢、障害、妊産期等により周りからの支援が必要な方）の行動実態を把握し、実効性のある災害時要援護者対策の検討、災害時要援護者の避難支援ガイドラインの見直しを行う
- ・避難所の運営についてノウハウをとりまとめ、周知することで、長期間にわたる避難所生活にも対応できる体制を構築し、避難所における良好な生活環境確保のための取組指針を作成する

とともに、今後予定されている被災者支援の充実に係る災害対策法制の見直しにつなげていくことを目的として、実態調査を行うことになりました。

このような折に調査をさせていただくことは大変心苦しいものではございますが、今後の対策に役立てるため、本調査の趣旨をご理解いただき、是非、ご協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

ご回答いただいた内容は、全て個人が特定されない形で取りまとめをさせていただく他、個人情報扱いについては十分な配慮を行い、本調査の趣旨以外の目的で使用することは一切ありません。

なお、本調査にご協力いただくかどうかは自由であり、ご協力いただける場合でも、いただけない場合でも、不利益になることは一切ございません。

ご多忙中、誠に勝手なお願いで大変恐縮ではございますが、東日本大震災の教訓を今後に活かすため、何卒ご協力賜りますようお願い申し上げます。

平成24年12月
内閣府（防災担当）

1. 調査について

本調査は、内閣府が実施する統計法に基づく一般統計調査です。調査票の配布や回収等については、内閣府が株式会社MJCに委託しております。

2. 調査方法について

まず、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県全域において、東日本大震災の人的被害（死亡者、行方不明者、負傷者の合計）が、総人口の0.1%を超える40市町村のうち、一般的な避難所が開設された地域（町丁目のうち「町」の範囲）を選定します。その地域にお住いの方について、年齢層別の人口比を反映させたいうで、調査をお願いする方を無作為に決定（※）し、調査票をお送りします。

後日、記入済みの調査票を、調査票送付時に同封している返信用封筒に入れて返送して頂きます。

※ なお、この調査票は、住民基本台帳から無作為抽出した皆様と、調査にご協力いただいている、障害者団体に加入されておられる方のうち、一部の皆様に送付しています。複数のルートでご発送しておりますので、万が一、同じ調査票が届きましたら、お手数ですが、どちらかを破棄下さいますようお願いいたします。

3. 秘密の保護について

本調査は、統計法に基づく国の統計調査です。ご記入いただいた内容については、統計法に基づき、他に漏らすことは固く禁じられており、また、統計作成以外の目的に使用されることは決してありません。内閣府は、秘密の保護に万全を期しております。また、委託先の株式会社MJCも、内閣府と同様に、統計法上の守秘義務を負っており、秘密の保護に万全を期しております。

なお、株式会社MJCは、個人情報保護に関する法律、マーケティング・リサーチ綱領、その他の個人情報保護に関する規範を遵守しています。また、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）から個人情報の適正な取り扱いと保護がなされている事業者に付与される「プライバシーマーク」（※）の付与認定を受けています。

※ プライバシーマークとは、個人情報の管理を適切に行っている団体に対して第三者機関である一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が使用を許諾するマークです。

【本調査に関するお問い合わせ先】

株式会社MJC 川口・内野・大庭敬子
問合せ専用電話：0985-28-1060

【内閣府連絡先】

内閣府 政策統括官（防災担当）被災者行政担当参事官室
石切山・鶴見・藤井・金谷内
電話：03-3501-5191